

(令和元年5月1日最終改正)

# 道路区域境界同意に関する事務処理要領

目黒区都市整備部土木管理課

## 目 次

- 第 1 目的
- 第 2 定義
- 第 3 道路区域境界同意の対象と範囲
- 第 4 申請者の範囲等
- 第 5 申請の手続き
- 第 6 同意願の受理及び担当職員
- 第 7 受理しない同意願
- 第 8 道路区域境界同意に伴う調査
- 第 9 現地立会及び報告
- 第 10 境界標識の設置
- 第 11 道路区域境界同意図の作成及び提出
- 第 12 道路区域境界同意事案の決定
- 第 13 道路区域境界同意書の通知
- 第 14 申請の取下げ等
- 第 15 みなし取下げ等による同意不調の措置
- 第 16 同意不調案件の措置
- 第 17 同意願の返戻
- 第 18 書類の保存及び管理
- 第 19 道路区域境界同意図の証明及び閲覧
- 附記

別紙 1 道路境界同意図作成方法

別紙 2 道路境界同意作成例

様式集

## 第1 目的

この要領は目黒区が道路法（昭和27年法律第180号）及び、目黒区有通路条例（昭和43年4月目黒区条例第12号）に基づき管理する道路及び通路（以下「道路」という。）の管理区域と、隣接土地との境界同意に関し必要な事項を定めることにより、本事務を適正かつ効率的に執行することを目的とする。

## 第2 定義

この要領において、道路区域境界同意とは、道路の管理区域と隣接土地との境界について、道路の管理者である目黒区長と関係土地所有者の双方が確認し、土地所有者から申請のあった「道路区域境界同意願」に同意することをいう。

## 第3 道路区域境界同意の対象と範囲

道路の管理者として境界同意できる対象は、道路の敷地を構成する土地が民有地及び国有地等のときで、東京都が所管する道路用地を除く。

- 2 過去に境界確定を行い、境界確定の範囲と道路区域の範囲が同じ場合。
- 3 道路区域境界同意を行う範囲は、申請土地の範囲とする。

## 第4 申請者の範囲等

道路区域境界同意の申請者（以下「申請者」という。）は、道路の管理区域に隣接する土地所有者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれ当該各号に定める者を申請者とする。

- (1) 土地所有者が法人の場合は、その法人の代表者とする。ただし、法人が解散又は破産等しているときは、清算人又は管財人等とし、特殊法人にあっては、法律又は定款、若しくは寄付行為の定める者とする。
  - (2) 土地所有者が死亡している場合は、相続人全員とする。ただし、遺産相続分割協議書等で相続人が特定されている場合は、その相続人とする。
  - (3) 申請する土地が共有地の場合は、共有者全員とする。
  - (4) その他、特に土木管理課長が認めた者とする。
- 2 申請から確認までに関する一切の権限について、申請者から委任を受けた者が、申請者に代わって申請を行うときは、委任する事項を明記した委任状（申請者の印鑑証明等添付）及び代理人の印鑑証明等を添付する。
  - 3 土地所有者が法定代理人として親権者、成年後見人、保佐人、補助人等を必要とする場合は、同意願に法定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者記名のうえ、法定代理人が署名・捺印して申請する。
  - 4 申請する土地が信託財産の場合は信託原本写しを添付し、受益者（委託者）及び受託者両者の共同申請とし、信託原簿に特別な定めがある場合はその内容に従った申請とする。（信託原本還付）
  - 5 土地の登記事項証明書または登記簿謄本（抄本）に「差押」または「裁判所競売開始決定」の記載がある場合は、債権者または申立人の同意書等を添付すること。
  - 6 宗教法人の申請において、申請地の現状が「境内地」若しくは「墓地」となっている場合または登記事項証明書等上の地目が「境内地」若しくは「墓地」である場合は、宗教法人法第23条に基づくそれぞれの宗教法人の規則が定める者とする。

なお、規則に別段の定めがない場合は責任役員の議決により定めた者とする。

## 第5 申請の手続

申請者は、同意願（第1号様式）を土木管理課に直接提出しなければならない。ただし、申請者は道路区域境界同意に係わる事務を代行する者（以下「実務取扱者」と

いう。)を置くことができる。

- 2 同意願の作成に当たっては、同意願に定めるところによる。
- 3 同意願には必要事項を記入し、次に掲げる書類を提出する。なお、提出部数は各1通とする。

- (1) 印鑑証明書(発行日から3カ月以内)
- (2) 資格証明書(発行日から3カ月以内)(法人の場合)
- (3) 相続を証する書面(相続人による申請の場合)
- (4) 地図(公図)写し(発行日から3カ月以内)
- (5) 現況実測平面図
- (6) 登記事項証明書(土地・全部事項)(発行日から3カ月以内)
- (7) 現地案内図
- (8) その他参考資料

#### 第6 同意願の受理及び担当職員

土木管理課は、申請者から提出された同意願の記入事項及び提出書類を審査し、申請要件を満たした場合に同意願を受理する。

- 2 土木管理課長は、同意願を受理後、事案ごとに土木管理課担当職員(以下「担当職員」という。)を決定するものとする。

#### 第7 受理しない同意願

土木管理課長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、同意願を受理してはならない。

- (1) 同意願の書類に不備あるいは不足がある場合。
- (2) 申請地が係争中のものである場合。
- (3) 申請地が目黒区で管理している道路に隣接していない場合。
- (4) 申請地に隣接する道路の道路区域境界同意が既に同意している場合。
- (5) 申請地に接する土地の所有者が、登記事項証明書等において確認できない場合。

#### 第8 道路区域境界同意に伴う調査

担当職員は、同意願に添付された提出書類の内容について確認を行い、必要に応じてその他の資料を調査しなければならない。

- 2 担当職員は、同意願に添付されている提出書類のほか、必要に応じて申請者に申請地の閉鎖土地登記簿及び、周辺土地の沿革等の調査結果を提出させることとする。
- 3 担当職員は、提出された資料に基づき申請者と道路区域境界同意線の調整を行い、必要に応じて現況調査を行うものとする。

#### 第9 現地立会及び報告

担当職員は、申請者に対し、仮道路区域境界同意線を現地に表示させ、道路区域境界同意の立会を行う。

- 2 担当職員は、申請者と調整のうえ立会日時を決定する。
- 3 担当職員は、各申請事案について現地立会終了後、その内容を記載した報告書(第6号様式)を作成し、境界係長に報告しなければならない。

#### 第10 境界標識の設置

道路区域境界の承諾が得られた場合は、申請者に対し境界標識(コンクリート杭及び金属プレート)を支給し、境界同意点に設置させなければならない。なお、設置が困難な場合及び申請者に事由のある場合はこの限りではない。

#### 第11 道路区域境界同意図の作成及び提出

申請者は、道路区域境界同意図作成方法（別紙1）及び作成例（別紙2）に基づき道路区域境界同意図を作成し、図面に申請者の立会場所、土地の所在・地番、住所、氏名、立会年月日、承諾年月日を記入及び署名・捺印（実印）し、次の図面等を土木管理課に提出しなければならない。

- (1) 道路区域境界同意図（強靱な和紙「A2・A3版」）・・・1部
  - (2) 道路区域境界同意図（複写図）・・・同意書作成部数+2部
  - (3) 境界同意点設置写真（境界同意点毎に遠景及び近景）・・・1部
  - (4) 必要に応じ、申請者と隣接土地所有者との民境界合意書（同意書）写し・・・1部
- 2 第4の3の規定による申請で、法定代理人であることを証する書面に後見監督人等が選任されている場合は、後見監督人等は法定代理人が承諾したことについて同意した書面（第5号様式）を提出しなければならない。

#### 第12 道路区域境界同意事案の決定

申請者から道路区域境界同意図（原図）等の提出があった場合は、目黒区文書管理規程（平成20年3月目黒区訓令第1号）に基づき事案を決定する。

#### 第13 道路区域境界同意書の通知

第12により道路区域境界同意事案が決定したときは、土木管理課は申請者に「道路区域境界同意書」（第2号様式）を通知する。

#### 第14 申請の取下げ等

申請者が、既に申請してある同意願を取下げの場合は、「道路区域境界同意願の取下げについて」（第3号様式）を土木管理課に提出する。

- 2 申請後、売買・交換等により申請地の所有権が移動したときは、申請者に取下げ書を提出させる。ただし、第15に定める期間内に新しい土地所有者が、道路区域境界同意の継続を希望する場合は、新土地所有者の「土地所有者変更届」（第4号様式）を受理することで継続できるものとする。
- 3 申請後、同意願記載事項に変更（申請者の住所変更、印鑑の変更、申請者死亡による相続、実務取扱者の変更等）があった場合（ただし、土地所有者変更は除く）は、「申請事項変更届」（第7号様式）を受理することで継続できるものとする。この場合、印鑑証明、住民票、登記事項証明書等、変更事項を確認できる書類を添付しなければならない。

#### 第15 みなし取下げ等による同意不調の措置

申請受理後、原則として3カ月を経過し、申請者側の責に帰する事由で、現地における立会が終了していない場合は、同意願が取下げられたとみなして、同意不調事案として第17に定める処理をする。

- 2 現地における立会が終了した後、原則として2カ月を経過した時点において、申請者側の責に帰する事由で、土木管理課に申請者から第11に定める道路区域境界同意図等が提出されない場合は、同意願が取下げられたとみなして、同意不調事案として第17に定める処理をする。
- 3 前1及び2の期間で、申請者から「道路区域境界同意期間延伸願」（第8号様式）の提出により、遅延理由等に正当な理由があると判断した場合は、道路区域境界同意の継続を認めるものとする。

なお、この延伸願の提出に際し申請者が複数人の場合は、申請者の代表として1名で提出できるものとする。

- 4 同意願受理後、申請者が第4に定める申請者である要件を欠くこととなったとき又

は、第14の2及び3に定める書類の提出がない場合は、同意不調事案として第17に定める処理をする。

第16 同意不調案件の措置

道路区域を確認した結果、合意に達しない場合は、同意不調事案として第17に定める処理をする。

第17 同意願の返戻

申請受理後、第15（みなし取下げ等による同意不調案件の措置）に該当した場合は、申請者に「道路区域境界同意願の取下げについて（通知）」（第9号様式）により同意願を返戻する。

ただし、「道路区域境界同意願の取下げについて」（第3号様式）を受理した場合は通知を行わずに同意願を返戻する。

第18 書類の保存及び管理

道路区域境界同意に係わる完結文書（道路区域境界図（和紙原図1部）含む）は長期保存とする。

- 2 道路区域境界同意図を電子データ化し、その電子データを土木管理課で管理する。

第19 道路区域境界同意図の証明及び閲覧

土木管理課が保有する道路区域境界同意図の証明は、特別区道等に係る諸証明及び閲覧の取扱基準第3条に基づき（平成16年3月4日付け目都道第742号）交付する。

- 2 土木管理課が保有する道路区域境界同意図の閲覧は、特別区道等に係る諸証明及び閲覧の取扱基準第5条に基づき（平成16年3月4日付け目都道第742号）行う。

付則 この要領は、昭和63年4月1日から施行する。  
この要領は、平成10年4月1日から施行する。  
この要領は、平成16年4月1日から施行する。  
この要領は、平成17年3月7日から施行する。  
この要領は、平成19年10月16日から施行する  
この要領は、平成31年4月1日から施行する  
この要領は、令和元年5月1日から施行する

#### 道路区域境界同意図作成方法

- 1 表題部については別紙例によることとし、代表地番を記載すること。
- 2 用紙は、日本工業規格A列2番・3番とし、強じんな和紙を用いること。  
なお、紙質については、事前に担当者と相談すること。
- 3 縮尺は、原則として1/250とする。
- 4 寸法は、算用数字を用いる。
- 5 座標値から寸法を計算する場合、境界線及び幅員の寸法はm(メートル)単位とし、1/100未満は切り捨てて表示する。
- 6 境界同意点はK、引照点はS、機械点(多角点)はT、の記号を用い、成果表を設けて各点の座標値(任意でも可)を明記する。  
座標値はm単位として1/1000まで記入し、未満四捨五入する。
- 7 引照点は明確な永久構造物を用い、後日境界点復元に必要十分な点数とする。
- 8 境界同意点(K点)ごとに詳細図を記載する。また、引照点も図面上わかりにくい場合は、詳細図を記載する。
- 9 図面の位置取りは、北を上向きとし、方位は北方向に矢印等を記入する。
- 10 境界同意線に接する地番は、算用数字を用いてすべて記入し、私有地側に記入する。
- 11 作成者欄は、作成者が記入し捺印する。(実務取扱者を置き資格を有する場合、資格番号を記入する。)